

開催案内

【審議会等の会議開催のお知らせ】

審議会等の名称	下町集会所運営委員会
---------	------------

下記により開催します。

記

開催日時	令和8年2月20日(木曜日) 午後6時30分~
開催場所	君津市久留里市場350-4 下町集会所 集会室
公開・非公開の別	公開
非公開とする理由	
議題	報告 (1) 令和7年度下町集会所利用状況・管理について (2) 令和7年度学校人権教育推進事業について (3) 令和7年度人権教育推進・人権啓発事業について 協議 (1) 令和8年度下町集会所の管理運営について (2) 令和8年度学校人権教育推進事業について (3) 令和8年度人権教育推進・人権啓発事業について (4) 下町集会所のあり方について
傍聴人の定員	5人
その他必要事項	
問い合わせ先	教育部生涯学習文化課 (0439-50-3980)

傍聴要領

1. 会議の傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻30分前から15分前まで行いますので、会議の傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に必要事項を記入してお待ちください。
- (2) 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決めさせていただきます。

2. 会議の傍聴人の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成または反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 会議開会中は、むやみに席を離れ、立ち歩かないでください。
- (3) 会議場において、質問等の発言はしないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
- (5) 会議場において、はり紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、鉢巻き、たすき、ゼッケン、腕章等示威のために利用すると認められるものの着用をしないでください。
- (6) 会議場において、飲食または喫煙をしないでください。
- (7) 会議場において、携帯電話、ラジオ等の電源はお切りください。
- (8) 会議場にパーソナルコンピュータ等は持ち込まないでください。
- (9) その他会場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。また、ご不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを行なわない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなつた場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。